

群馬県行政改革大綱実施計画

目標	1 県民目線の県政の実施	改革	改革3 行政手続における利便性の向上	取組事項	(1)申請などの手続の利便性の向上
----	--------------	----	--------------------	------	-------------------

【具体的な取組】

- ①電子申請等受付システムの活用の促進
- ②電子入札システムの導入拡大の検討
- ③公金収納の利便性の向上

①電子申請等受付システムの活用の促進〔取組所属：◎情報政策課、申請等手続所管所属〕

【現状・課題(平成25年度時点)】

イベントの申込みなどについては、電子申請等受付システムを積極的に活用することとしている。県に対する手続等を電子申請で行えるということが県民にあまり浸透していない。

【改革内容】

- ア 電子申請に適した手続を発掘し、その担当者に対してシステムの利用を促進していく。
- イ 県民への周知等も行い、利用拡大を図る。

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)			
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	ア 庁内のシステム利用者向け研修会の開催(旧システム)	■			
	ア 庁内のシステム利用者向け研修会の開催(新システム)		■	■	
	電子申請に適した新たな手続の発掘、所管所属への働きかけ	■	■	■	
	イ 利用可能手続についての県民等への周知	■	■	■	■
H27	ア 庁内のシステム利用者向け研修会の開催	■			
	ア 電子申請に適した新たな手続の発掘、所管所属への働きかけ	■		■	■
	イ 利用可能手続についての県民等への周知	■	■	■	■
	—				

取組状況		
<p><取組の目標> 年間利用件数の対前年度比 +15% [23年度 +14.9%、24年度 +39.3%、25年度 +2.0%]</p>	<p><結果(取組結果)> +3.1%</p>	<p><評価> B</p>
<p><参考指標> ・年間利用件数[24年度 13,777件、25年度 14,059件] ・新規登録手続件数[24年度 82件、25年度 66件]</p>	<p><結果(取組後の指標値)> ・14,494件 ・57件</p>	
<p><要因分析> ・イベント申し込み等新規登録手続数がH25年度より減少したことが、件数の伸びが小幅だった要因と思われる。</p>	<p><次年度への課題> ・イベント申し込み等の新規登録手続数を拡大する必要がある。 ・公開中の手続についても、県民へ周知し、利用拡大を図る必要がある。</p>	<p><課題を踏まえての対応> ・利用促進を全所属に呼びかける。 ・広報やホームページを通じ、定期的に県民への周知を図る。</p>
<p><取組の目標> 年間利用件数の対前年度比 +5%</p>	<p><結果(取組結果)> +15.2%</p>	<p><評価> A</p>
<p><参考指標> ・年間利用件数 ・新規登録手続件数</p>	<p><結果(取組後の指標値)> ・16,702件 ・78件</p>	
<p><要因分析> ・県職員へ向けた周知や利用の呼びかけを行った結果、手続数の増加へつながった。</p>	<p><次年度への課題> ・引き続き、手続登録数の増加を図る必要がある。 ・電子申請について県民への浸透を図る必要がある。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p>	<p><課題を踏まえての対応> ・利用促進を全所属に呼びかける。 ・広報やホームページを通じ、定期的に県民への周知を図る。</p>

H28	ア	庁内のシステム利用者向け研修会の開催	■	■			
		電子申請に適した新たな手続の発掘、所管所属への働きかけ	■	■		■	
	イ	利用可能手続についての県民等への周知	■	■	■	■	■
	—						

<取組の目標> 年間利用件数の対前年度比 +5%	<結果(取組結果)> +32.4%	<評価> A
<参考指標> ・年間利用件数 ・新規登録手続件数	<結果(取組後の指標値)> ・22,108件 ・103件	
<要因分析> ・県職員へ向けた周知や利用の呼びかけを行った結果、利用件数及び手続件数の大幅な増加へつながった。	<次年度への課題> ・手続登録数の増加を図る必要がある。 ・電子申請について県民への浸透を図るため、継続的に周知に取り組む必要がある。	<課題を踏まえての対応> ・利用促進を全所属に呼びかける。 ・広報やホームページを通じ、定期的に県民への周知を図る。

②電子入札システムの導入拡大の検討【取組所属：◎総務部総務課、建設企画課、会計課、入札等実施所属】

【現状・課題(平成25年度時点)】

現在、原則としてすべての工事及び設計等の工事関係の業務委託と県庁における物品購入に電子入札システムを導入済みである。更なる利便性と事務効率の向上のため、その他の業務委託等の契約にも対象を拡大していく必要がある。

【改革内容】

ア 県庁における未導入の入札のうち、支障のないものについて順次電子入札を導入していく。
 イ 地域機関における未導入の入札のうち、支障のないものについて順次電子入札を導入していく。

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)					
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期		
H26	ア	県庁の各所属における契約状況調査	■	■		(実施なし)	
		検討作業部会において県庁各所属における入札への導入の検討			■	■	(実施なし)
		県庁各所属における入札への導入の方針決定				■	(実施なし)

取組状況		
<取組の目標> ア 県庁各所属における入札への導入に係る方針決定	<結果(取組結果)> ア ×	<評価> D
<参考指標> ア 県庁各所属における電子入札実施件数[25年度 5,647件]	<結果(取組後の指標値)> ア 5,464件	
<要因分析> ・地方分権を推進するためH26年度から導入された「提案募集制度」に重点的に取り組んだ(目標1改革4(1)③)ため、実施状況調査ができなかった。(※26年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	<次年度への課題> ・入札への導入検討が当年度中にできなかったため、県庁各所属及び地域機関における入札導入の検討の時期を見直す必要がある。	<課題を踏まえての対応> ・28年度から県庁各所属及び地域機関における入札を導入できるよう27～28年度の行程を見直す。

H27		県庁の各所属における契約状況調査				
	ア	検討作業部会において県庁各所属における入札への導入の検討				
		県庁各所属における入札への導入の方針決定				(実施なし)
	—					
H28		県庁の各所属における契約状況調査				(実施なし)
	ア	関係所属とのヒアリングにおいて、県庁各所属における入札の導入の検討				
		県庁各所属における入札の導入の方針決定、及び方針に基づく電子入札の導入				(実施なし)
	イ	地域機関における契約状況調査				(実施なし)
		検討作業部会において地域機関における入札への導入の検討				(実施なし)

<取組の目標> ア 県庁各所属における入札への導入に係る方針決定	<結果(取組結果)> ア ×	<評価> C
<参考指標> ア 県庁各所属における電子入札実施件数	<結果(取組後の指標値)> ア 5,314件	
<要因分析> ・取組所属主要3課間で課題の整理を行った結果、主な課題として、現在電子入札を導入していない業務委託等は件数が少なく、導入費用に対して、利便性向上等の効果がわずかであると想定されることがわかった。 ・他の課題(阻害要因)についても洗い出す必要があることから、各入札等実施所属への契約状況調査を実施しようとしたが、調査内容について内部調整に時間がかかり調査実施の準備の完了にとどまった結果、導入の方針決定には至らなかった。 (※以上、27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	<次年度への課題> ・想定されたもの以外の課題(阻害要因)についても洗い出す必要がある。 (※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	<課題を踏まえての対応> ・各入札等実施所属に対して契約状況調査を行い導入の阻害要因をはっきりさせ、それに対して対策を図ることができるかどうか検討した上で方針を決定する。 (※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)
<取組の目標> ア 県庁各所属における支障のないものの電子入札の実施 100% イ 地域機関における入札への導入の検討	<結果(取組結果)> ア × イ ×	C
<参考指標> ア-1 県庁各所属における電子入札可能件数 ア-2 県庁各所属における電子入札実施件数 イ-1 地域機関における電子入札可能件数 イ-2 地域機関における電子入札実施件数	<結果(取組後の指標値)> ア-1 未実施 ア-2 5,260件 イ 未実施	
<要因分析> ・電子入札実施のためには事業者がICカードの購入等の負担が発生し、電子入札を実施している工事・設計等以外の業務委託は、件数も少なく、コスト負担に見合う利便性向上が見込めないことが分かった。	<次年度への課題> ・引き続き、業務委託以外の業務で電子入札の導入の可能性のある業務の洗い出しを行っていく必要がある。	<課題を踏まえての対応> ・導入可能性業務の洗い出しを行っていく。

③公金収納の利便性の向上〔取組所属：◎総務部総務課、税務課、会計課、公金収納事務所所属〕

【現状・課題(平成25年度時点)】

公金の納付は、その性質等に応じて、県証紙の貼付、窓口での現金納付、口座振替、ペイジー(電子納付)、コンビニ納付等が用いられている。決済手段が多様化しつつある状況を踏まえ、今後も利用者の立場に立った納付方法の採用を検討していく必要がある。

【改革内容】

ア ぐんまふるさと納税にクレジット納付を導入する。
イ 未導入の公金に係るクレジット納付及びコンビニ納付等についての導入の検討を行った上で、諸準備を進める。

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)			
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	ぐんまふるさと納税のクレジット納付導入に向けた関係機関との調整	■			
	ぐんまふるさと納税のクレジット納付に係る指定代理納付者の指定及び契約締結		■		
	ア ぐんまふるさと納税のクレジット納付導入準備		■		
	ぐんまふるさと納税のクレジット納付導入及び各種広報媒体による周知・広報			■	
	ぐんまふるさと納税のクレジット納付に係るPR(県民センター情報発信コーナー、高速道路サービスエリアでのPRなど)			■	
イ	検討作業部会において、公金のクレジット納付やコンビニ納付等の導入に向け、課題の洗い出し		■		
	検討作業部会において、ニーズ把握やコスト試算等の実施			■	
H27	ア ぐんまふるさと納税のクレジット納付に係る各種広報媒体による周知・広報	■			
	ぐんまふるさと納税のクレジット納付に係るPR(県民センター情報発信コーナー、高速道路サービスエリアでのPRなど)		■		
	イ ニーズ調査の実施(母子寡婦福祉資金償還金)	■			
	関係所属とのヒアリングにおいて、公金のクレジット納付やコンビニ納付等の導入に向けた検討	■	■		
	公金のクレジット納付やコンビニ納付等の導入の方針決定			■	(実施なし)
	公金のクレジット納付やコンビニ納付等の導入に向け、予算要求等				(実施なし)

取組状況		
<p><取組の目標> ア ぐんまふるさと納税のクレジット納付の導入 イ 課題、ニーズ、コスト試算の検討材料を揃えること</p>	<p><結果(取組結果)> ア ○ イ △</p>	<p><評価></p>
<p><参考指標> ア ぐんまふるさと納税額・件数 [24年度 584千円・25件、25年度 864千円・26件] ア ぐんまふるさと納税をクレジット納付した額・件数の割合[25年度なし] イ 公金収納に新たな納付方法を採用した数[25年度 なし]</p>	<p><結果(取組後の指標値)> ア 1,841千円・144件 イ 66.4%(H26年9月導入後) イ なし</p>	<p>B</p>
<p><要因分析> ア 概ね計画に沿って導入することができた。 イ 機動的に検討を進めるため、作業部会は設けず、担当者が関係所属にヒアリングを行うなどして、目標としていた課題発掘やコスト試算を行った。ニーズ調査については、当年度に準備を完了し、H27年4月に実施する。</p>	<p><次年度への課題> ア ぐんまふるさと納税のクレジット納付に係る周知・広報を充実させる必要がある。 イ 導入を検討する収納手段の決定</p>	<p><課題を踏まえての対応> ア 27年度以降の計画に沿った事業実施 イ ニーズ調査の結果やコスト等を踏まえ検討する。</p>
<p><取組の目標> イ ニーズ調査の結果を踏まえ、公金のクレジット納付やコンビニ納付等の導入に係る方針決定</p>	<p><結果(取組結果)> イ ×</p>	<p><評価></p>
<p><参考指標> ア ぐんまふるさと納税額・件数 ア ぐんまふるさと納税をクレジット納付した額・件数の割合 イ 公金収納に新たな納付方法を採用した数</p>	<p><結果(取組後の指標値)> ア 3,933千円・345件 ア 納付額76.9%・件数82.3% イ なし</p>	<p>C</p>
<p><要因分析> イ ニーズ調査は実施したが、番号利用法がH28年1月に施行されたことに伴う申請書の様式改正等に重点的に取り組んだため、コンビニ納付等の導入の方針決定や予算要求等にまで至らなかった。</p>	<p><次年度への課題> イ コンビニ納付等の導入の方針決定や予算要求等にまで至らなかったため、H28年度の検討時期を見直す必要がある。</p>	<p><課題を踏まえての対応> イ これまでの検討によりある程度導入する公金を絞り込んだ上でその公金について検討し、方針決定をスムーズに進める。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p>

H28	ア	ぐんまふるさと納税のクレジット納付に係る各種広報媒体による周知・広報				
		ぐんまふるさと納税のクレジット納付に係るPR(県民センター情報発信コーナー、高速道路サービスエリアでのPRなど)				
	イ	関係所属とのヒアリングにおいて、公金のクレジット納付やコンビニ納付等の導入に向けた検討				
		公金のクレジット納付やコンビニ納付等の導入の方針決定				(実施なし)
		公金のクレジット納付やコンビニ納付等の導入に向け、予算要求等				(実施なし)

<取組の目標> イ ニーズ調査の結果を踏まえ、公金のクレジット納付やコンビニ納付等の導入に係る方針決定		<結果(取組結果)> イ ×	<評価> C
<参考指標> ア ぐんまふるさと納税額・件数 ア ぐんまふるさと納税をクレジット納付した額・件数の割合 イ 公金収納に新たな納付方法を採用した数		<結果(取組後の指標値)> ア 3,706千円・345件 ア 納付額70.0%・件数80.6% イ なし	
<要因分析> ア 計画に沿って周知・広報を行い、ぐんまふるさと納税の利用拡大を図った。 イ 他自治体のコンビニ納付等の導入状況の調査等により導入に向けた検討を実施したが、情報が不足、方針決定には至らなかった。	<次年度への課題> ア 継続した周知・広報の実施 イ 導入の方針決定をするためには、コンビニ納付等を導入した自治体の状況を調査する必要がある。	<課題を踏まえての対応> ア 計画に沿った事業実施 イ 調査した情報を基に、ある程度絞り込んだ公金に対してコンビニ納付等の導入の方針を決定する。	

【全体を通じての評価(中間評価)】

平成26年度		平成27年度		平成28年度	
B	<p>＜評価の理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請受付システムの新規登録手続が昨年度より減少したため年間利用件数の伸びが小幅だった。 ・ぐんまふるさと納税にクレジット納付を導入後、全件数のうち約2/3の割合で活用されている。 ・未導入公金へのクレジット納付や未導入契約への電子入札システムについては、取組が遅れている。 	B	<p>＜評価の理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請受付システムは、新規搭載手続が増加し年間利用件数が大幅に増加し、ぐんまふるさと納税では、全件数のうち約3/4の割合でクレジット納付が活用されている。 ・一方で、未導入公金へのコンビニ納付等については取組が遅れており、電子入札システムの導入に係る契約状況調査について、準備は整ったが実施に至らなかった。 	B	<p>＜評価の理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請受付システムは、新規登録手続が増加し年間利用件数が大幅に増加した。 ・電子入札システムの導入に係る契約状況調査の実施には至らなかったが、関係所属とのヒアリングにより、電子入札システム導入に係る課題(事業者の費用負担に対し利便性向上の効果が見込めない等)を把握することができた。 ・他自治体のコンビニ納付等の導入状況の調査等により導入に向けた検討を実施したが、情報が不足、方針決定には至らなかった。
<p>＜行政改革評価・推進委員会の意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入による利便性のUP(アップ)は明らか(ふるさと納税の例)であり、積極的に実施すべき。 ・全般的に言えることだが、県庁の活動・取組・イベント等を県民に知ってもらう手段として、ホームページは欠かせない。ホームページの訪問者数を増やすための施策も併せて検討していただきたい。 <p>【具体的な取組②について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜ別の業務を優先せざるを得なくなったのかが、要因分析では不明。 ・要因分析で「他の業務を優先した」は行政改革大綱の改革は業務の優先順位が低く設定されていることが伺える。今年度は優先順位をあげて取り組んでいるのか。 ・他の業務優先により未着手(実施結果評価D)とのことだが、問題点を明らかにして、組織改革等につなげるべき。計画的、段階的な取り組みが期待される。 ・入札導入時期を遅らせるありきでなく、挽回する計画を検討したのか。 ・電子入札システムの導入拡大が進まない阻害要因は何か。それを排除し進めていただきたい。 <p>【具体的な取組③について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレジット納付の導入は評価できる。早期に公金のコンビニ納付を実現していただきたい。 		<p>＜行政改革評価・推進委員会の意見＞</p> <p>【具体的な取組②について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要因分析において、電子入札システム導入の阻害要因を明記すべき。 ・電子入札システムの導入が遅れている。準備は整ったようなので、早期実施を期待したい。 		<p>＜行政改革評価・推進委員会の意見＞</p> <p>【具体的な取組②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ICカードの購入コストに見合う利便性が見込めない」とのことだが県の予算で貸与することはできないか。 ・H28＜要因分析＞で、電子入札実施のためには、ICカード購入負担が発生し、コスト負担に見合う利便性の向上が見込めないことがわかったとのことだが、具体的にはどうのことか。 ・ICカードを使わない入札方法も検討されたい。 <p>【具体的な取組③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・便利になるのは県庁側なのでクレジット納付やコンビニ納付に対応する必要がある。 ・「情報が不足」とあるが、なぜそのような状態になったのか。 ・コンビニ納付については、結局2年連続で持ち越しとなった。早急に結論を得られるように準備されたい。 	

【総合評価(最終評価)】

【改訂履歴】

<p>取組事項 (1)申請などの手続の利便性の向上</p>	
<p><推進期間終了後の成果指標></p> <p>① ぐんま電子申請受付システムの年間利用件数 ② 各所属における電子入札実施件数 ③ア クレジット納付利用率 ③イ-1 公金収納に新たな納付方法を採用した数 ③イ-2 新たな納付方法により納付した件数</p>	<p><推進期間終了後の成果指標値></p> <p>① H26:14,494件 H27:16,702件 H28:22,108件 ② H26:5,464件 H27:5,314件 H28:5,260件 ③ア 納付額70.0%・件数80.6% ③イ-1 0 ③イ-2 0件</p>
<p><評価></p> <p>B</p>	<p><評価の理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請受付システムは、職員への呼びかけにより、新規登録手続が増加し年間利用件数が大幅に増加した。 ・各所属に対して電子入札システムの導入に係る契約状況調査を実施することはできなかったが、関係所属とのヒアリングにより、電子入札システム導入に係る課題(事業者の費用負担に対し利便性向上の効果が見込めない等)を把握することができた。 ・公金に対するコンビニ納付等のニーズ調査等を実施したが、導入の方針決定には至っていない。
<p><課題></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請受付システムは、新規登録手続数の増加に向けた職員への呼びかけや県民への定期的な周知を継続していく必要がある。 ・現在電子入札を導入していない業務委託等は件数が少なく、導入費用に対して利便性向上等の効果がわずかであり、また、利用者がICカードを購入する必要がある。 ・公金に対してコンビニ納付等の導入の方針を決定するためには、既にコンビニ納付等を導入している自治体の状況を調査する必要がある。 	
<p><行政改革評価・推進委員会の意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請は14,494件→22,108件 3年間で着実に増加した。 ・電子入札は、5,464件→5,260件に減少した。電子入札を増やす工夫が必要。 ・コンビニ納付等の導入については2年越しで結論が得られていない。 ・公金のコンビニ納付ニーズが高いようであれば、県民の利便性を高めるため導入いただきたい。 	

<p>H27.4～8 H26年度自己評価の実施 H27.4～8 ① H26年度取組結果を踏まえて、H27年度の取組目標修正 H27.4～8 ②③ H26年度取組結果を踏まえて、H27年度の工程見直し H27.9～10 H26年度第三者評価の実施 H28.2～5 H27年度自己評価の実施 H28.2～5 ①②③ H27年度取組結果を踏まえて、H28年度の工程見直し H28.6 H27年度第三者評価の実施 H29.3～6 H28年度自己評価及び総合評価の実施 H29.8 H28年度及び総合評価に対する第三者評価の実施</p>

メモ

群馬県行政改革大綱実施計画

目標	1 県民目線の県政の実施	改革	改革3 行政手続における利便性の向上	取組事項	(2)審査基準の見直しや標準処理期間の短縮
----	--------------	----	--------------------	------	-----------------------

【具体的な取組】

①行政手続法による審査基準の見直しや標準処理期間の短縮

①行政手続法による審査基準の見直しや標準処理期間の短縮〔取組所属：◎総務部総務課〕〔関係所属：申請等手続所管所属〕

【現状・課題(平成25年度時点)】

行政手続法及び行政手続条例に基づく審査基準や標準処理期間については、従来から定期的に見直しを実施している。一方で、一律の見直しだけでは、本格的な検討が進まないという実情があり、より効果的に見直しを進めるため、取組テーマを選定した上で実施することとした。今後、その方針に基づき、利便性の向上に向けた見直しを継続して進めていくことが必要である。

【改革内容】

ア 審査基準や標準処理期間の見直しを行い、公開情報に反映する。
イ 行政手続の見直しに係るテーマを選定し、その結果に基づく見直しを実施する。

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)			
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	ア ホームページの様式ダウンロードページに掲載されている行政手続情報の更新	■			
	行政手続法等に基づく審査基準や標準処理期間の更新・見直し				■
	イ 見直しに係る取組テーマの選定		■		
	取組テーマに基づく見直しの実施		■	■	■
—					

取組状況		
<p><取組の目標></p> <p>ア 審査基準等の見直し イ 取組テーマの選定による見直し</p>	<p><結果(取組結果)></p> <p>ア ○ イ ○</p>	<p><評価></p>
<p><参考指標></p> <p>ア 審査基準を明確化した手続[25年度 15件] ア 標準処理期間を短縮した手続[25年度 17件] イ 取組テーマ[25年度 申請件数の多い手続の調査]</p>	<p><結果(取組後の指標値)></p> <p>ア 28件 ア 3件 イ マイナンバー制度 県独自利用事務希望調査[候補10件]</p>	<p>A</p>
<p><要因分析></p> <p>ア — イ 制度対象分野の範囲内で他行政機関が発行する書類の添付が省略できる手続を可能な限り広く調査対象とした。</p>	<p><次年度への課題></p> <p>ア なし イ 発行する行政機関から県が情報入手し添付書類省略ができるのは最短で29年7月であり、それまでに必要な情報システム構築等の取組が必要</p>	<p><課題を踏まえての対応></p> <p>ア なし イ 次年度以降も添付書類の省略に向けて必要な情報システム等構築を実施する。</p>

H27	ア	ホームページの様式ダウンロードページに掲載されている行政手続情報の更新					
		行政手続法等に基づく審査基準や標準処理期間の更新・見直し					
	イ	見直しに係る取組テーマの選定					
		取組テーマに基づく見直しの実施					
H28	ア	ホームページの様式ダウンロードページに掲載されている行政手続情報の更新					
		行政手続法等に基づく審査基準や標準処理期間の更新・見直し					
		なるべく早くホームページを更新できる方法の検討					
		見直しに係る取組テーマの選定					
		取組テーマに基づく見直しの実施					

<p><取組の目標> ア 審査基準等の見直し イ 取組テーマの選定による見直し</p>	<p><結果(取組結果)> ア ○ イ ○</p>	<p><評価> A</p>
<p><参考指標> ア 審査基準を明確化した手続 ア 標準処理期間を短縮した手続 イ 取組テーマ</p>	<p><結果(取組後の指標値)> ア 4件 ア 2件 イ マイナンバー独自利用事務希望調査[条例規定6件、条例規定予定2件]</p>	
<p><要因分析> ア 取組目標は達成したが、ホームページの更新完了が計画に比べ遅くなった。 イ 昨年度調査を踏まえて、27年3月に国から示された住民票・住民税課税等情報が入手可能な要件に当てはまる手続を再度調査した。</p>	<p><次年度への課題> ア ホームページ更新の作業量が年々増加していることから、更新時期が遅くなる。 イ 発行する行政機関から県が情報を入手し添付書類の省略ができる29年7月までにその環境整備が必要</p>	<p><課題を踏まえての対応> ア なるべく早くホームページを更新できるよう、更新方法の検討を行う。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正) イ 29年7月までに添付書類の省略に向けて必要な情報システム等構築を実施する。</p>
<p><取組の目標> ア 審査基準等の見直し イ 取組テーマの選定による見直し</p>	<p><結果(取組結果)> ア ○ イ ○</p>	<p><評価> A</p>
<p><参考指標> ア 審査基準を明確化した手続 ア 標準処理期間を短縮した手続 イ 取組テーマ</p>	<p><結果(取組後の指標値)> ア 21件 ア 3件 イ 住民基本台帳ネットワークシステム利用希望調査[希望手続5件]</p>	
<p><要因分析> ア 定期的な見直しを実施し、審査基準の明確化や標準処理期間の短縮がされた。また、ホームページの更新については、現在総務課で行っている更新作業を、各所管所属で行える方法を検討した。 イ 申請等手続に係る住民票の添付省略を進めるため、住民基本台帳システムを活用し、住民票の添付省略を行うことができる可能性のある事務(他県で添付省略を行っている事務)を対象に利用希望調査を実施した。</p>	<p><次年度への課題> ア 例年実施している一律的な見直しだけでは審査基準や標準処理期間等の見直しあまり進まないため、より効果的に見直しを行う必要がある。 イ 利用希望があった事務については、利用開始のために条例の改正を行う必要がある。</p>	<p><課題を踏まえての対応> ア 他県と比較し、標準処理期間が長いものなどを重点的に見直す。 イ 利用希望があった事務について、所管課にヒアリングを実施した上で条例の改正を行い、添付書類省略を開始する。</p>

【全体を通じた成果評価(中間評価)】

平成26年度		平成27年度		平成28年度	
B	<評価の理由> ・審査基準の明確化等の見直し成果があった一方、テーマを設定して添付書類の省略ができる手続を特定したが、実際の添付書類省略までは至っていない。	B	<評価の理由> テーマを設定して添付書類の省略ができる手続を特定したが、実際の添付書類省略までは至っていない。	B	<評価の理由> テーマを設定して添付書類の省略ができる手続の利用希望調査を実施したが、実際の添付書類省略までは至っていない。
<行政改革評価・推進委員会の意見> ・一律見直しを改善し、テーマ毎の見直しとした点は評価できる。見直し件数のUP(アップ)が期待される。 ・「平成29年7月から添付書類省略ができる」との明確な計画があり、計画通り実施できるよう取り組んでいただきたい。 ・マイナンバー制度(個人番号だけでなく、法人番号も含む)を十二分に活用して、申請者のさらなる利便性の向上を推進していただきたい。 ・マイナンバー制度への対応が厳しい。		<行政改革評価・推進委員会の意見> ・添付書類の省略まで実施できれば、成果評価がB→Aとなるのでもう一息。 ・この項目は、77の具体的な取組に対する評価と30の取組事項に対する評価が一致するのではないが。 ・改革内容Aについて、課題を踏まえての対応として「なるべく早く更新できるように更新方法を検討する」とあるが、平成28年度の具体的工程等に反映されていない。		<行政改革評価・推進委員会の意見> ・この要因分析欄の書き方では、マイナンバーを全く利用していないように思ってしまうので、マイナンバーを利用しているのであれば、住民基本台帳だけでなくマイナンバーも付け加える必要がある。	

【総合評価(最終評価)】

【改訂履歴】

取組事項 (2)審査基準の見直しや標準処理期間の短縮 <推進期間終了後の成果指標> ア-1 審査基準を明確化した手続数 ア-2 標準処理期間を短縮した手続数 イ 平成29年7月から添付書類の省略等が可能となるマイナンバー独自利用事務数		<推進期間終了後の成果指標値> ア-1 53件(H26:28件 H27:4件 H28:21件) ア-2 8件(H26:3件 H27:2件 H28:3件) イ 8件	
B	<評価の理由> テーマを設定し、マイナンバーや住民基本台帳ネットワークシステムなどを活用し、添付書類の省略ができる手続を選定したが、実際の添付書類省略までは至っていない。		
<課題> 例年実施している一律的な見直しだけでは審査基準や標準処理期間等の見直しがあまり進まないため、より効果的に見直しを行う必要がある。また、申請等手続に係る添付書類の省略があまり進んでいないため、添付書類の見直しを行う必要がある。			
<行政改革評価・推進委員会の意見> なし			

H27.4~8 H26年度自己評価の実施 H27.9~10 H26年度第三者評価の実施 H28.2~5 H27年度自己評価の実施 H28.2~5 ① H27年度取組結果を踏まえて、H28年度の工程見直し H29.3~6 H28年度自己評価及び総合評価の実施 H29.8 H28年度及び総合評価に対する第三者評価の実施

メモ

群馬県行政改革大綱実施計画

目標	1 県民目線の県政の実施	改革	改革4 地方分権改革と自治体間連携の推進	取組事項	(1)地方分権改革等の効果を活用した主体的な政策推進
----	--------------	----	----------------------	------	----------------------------

【具体的な取組】

- ①義務付け・枠付けの見直しにより制定した条例の、県民の利便性向上の視点からの見直し
- ②規制緩和(特区制度)による地域活性化の検討
- ③更なる分権改革に向けた国への提案

①義務付け・枠付けの見直しにより制定した条例の、県民の利便性向上の視点からの見直し〔取組所属：◎総務部総務課〕〔関係所属：条例所管所属〕

【現状・課題(平成25年度時点)】

施設・公物の設置管理基準等を県が条例で定めることが可能となる等、地方に対する国の義務付け・枠付けの見直しが行われた。本県においても、特別養護老人ホームにおける多床室整備を認めたり、都市公園内の運動施設等の建築面積の特例値を高くしたりする等、地域の実情を踏まえた基準を定めているが、今後は、これまでの対応や制度改革の効果等について検証し、改革の効果を十分活用していくことが求められる。

【改革内容】

- ア 独自基準等の適用状況を調査する。
- イ アの調査結果を踏まえて、必要に応じ、独自基準の見直しについて検討する。

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)			
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	ア 独自基準等の適用状況に係る庁内調査・検討				(実施なし)
	イ 制定等した条例の見直し検討を各所属に依頼				(実施なし)
	イ 条例独自基準の検討				(実施なし)
	—				
H27	ア 独自基準等の適用状況に係る庁内調査・検討				
	イ 制定等した条例の見直し検討を各所属に依頼				(実施なし)
	イ 条例独自基準の検討				(実施なし)
	—				

取組状況		
<p><取組の目標> ア 独自基準の適用状況の確認</p> <p><参考指標> 義務付け・枠付けの見直しに伴い県で定めた条例数 [25年度末時点 43条例]</p> <p><要因分析> ア 地方分権を推進するためH26年度から導入された「提案募集制度」に重点的に取り組んだ(目標1改革4(1)③)ため、独自基準適用状況調査に着手できなかった。(※26年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p>	<p><結果(取組結果)> ア ×</p> <p><結果(取組後の指標値)> 44条例</p> <p><課題を踏まえての対応> イ 国の新たな義務付け・枠付けの見直しと並行して条例独自基準の見直し及び新たな独自基準を検討</p>	<p><評価> D</p>
<p><取組の目標> ア 独自基準の適用状況の確認 イ 条例の見直し及び条例独自基準の検討</p> <p><参考指標> 義務付け・枠付けの見直しに伴い県で定めた条例数</p> <p><要因分析> イ 条例の独自基準は、制定時に十分な検討を行い制定しているため、各所属に単純に制定した条例の見直し検討を依頼するだけでは見直しが進まない。そのため、各所属が積極的に見直しを行うには、依頼方法の工夫が必要であったが、その検討に止まり、各所属に条例の見直し検討を依頼できなかった。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p>	<p><結果(取組結果)> ア ○ イ ×</p> <p><結果(取組後の指標値)> 45条例</p> <p><課題を踏まえての対応> イ 見直し依頼をする際に、他県の取り組み事例を紹介することで、本県における見直し事項の活用検討を促す。</p>	<p><評価> C</p>

H28	ア	独自基準等の適用状況に係る 庁内調査・検討				
	イ	制定等した条例の見直し検討を 各所属に依頼				
		条例独自基準の検討				(実施なし)
	—					

<取組の目標> ア 独自基準の適用状況の確認 イ 条例の見直し及び条例独自基準の検討		<結果(取組結果)> ア ○ イ △	<評価> B
<参考指標> 義務付け・枠付けの見直しに伴い県で定めた条例数		<結果(取組後の指標値)> 45条例	
<要因分析> 第6次地方分権一括法に係る影響調査を実施し、庁内における独自利用基準の適用状況を把握した。また、H28提案募集の対応方針に係る影響調査を実施する中で、各所属に義務付け・枠付けの見直しなどの地方分権の成果の活用を促し、各所属において条例の独自基準を検討する契機とすることができた。(※28年度評価における委員会意見等を踏まえ追記)	<次年度への課題> 義務付け・枠付けの見直しを踏まえた条例の見直しは今後は行わないが、地方分権の成果を各所属が活用することは、引き続き必要。	<課題を踏まえての対応> イ 提案募集制度のアイデアの庁内照会時に他県の取組事例を紹介するなどし、機会を捉え、各所属に地方分権の成果の活用検討を促す。	

②規制緩和(特区制度)による地域活性化の検討【取組所属:◎企画課】【関係所属:全所属】

【現状・課題(平成25年度時点)】

いわゆる特区制度について、本県においても積極的に提案し、次のとおり実施している。引き続き、本県の実情や特性に応じて、主体的な行政を展開していくため、制度の活用を図っていく必要がある。
 (総合特区:「畜産バイオマスの高効率エネルギー利用、炭化・灰化利用による環境調和型畜産振興特区」(第1次指定(23年度))
 「群馬がん治療技術地域活性化総合特区」(第4次指定(25年度))
 構造改革特区:7計画を実施中(この他に、実施終了したもの12計画)

【改革内容】

特区制度に関する国の動向を把握しつつ(イ、ウ)、活用を図る(ア)。

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)				
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	
H26	ア	庁内や市町村への制度の周知 や活用検討依頼				
	イ	内閣府からの照会事務等				
	ウ	特区制度に関する国の動向の把握				

取組状況			
<取組の目標> ア 制度の周知及び活用検討依頼 イ 内閣府からの照会への対応 ウ 国の動向把握		<結果(取組結果)> ア ○ イ ○ ウ ○	<評価> A
<参考指標> 庁内や市町村への情報提供・周知[25年度 14回]		<結果(取組後の指標値)> 20回	
<要因分析> 現在、取り組んでいるものへの対応が中心となっており、新たな取組へのインセンティブが弱い。そういう中で、地域再生戦略交付金が創設され、新たな動きにつながりつつある。	<次年度への課題> 地方創生の観点から、地域再生法の一部改正等がなされており、本県としての活用方策を検討する必要がある。	<課題を踏まえての対応> 新たに創設された地域再生戦略交付金の活用について、県の施策の内、活用の可能性がある施策について、具体的にテーマ等を描き、関係所属に活用を依頼する。	

H27	ア	庁内や市町村への制度の周知 や活用検討依頼							
	イ	内閣府からの照会事務等							
	ウ	特区制度に関する国の動向の把握							
	—								
H28	ア	庁内や市町村への制度の周知 や活用検討依頼							
	イ	内閣府からの照会事務等							
	ウ	特区制度に関する国の動向の把握							
	—								

<p><取組の目標> ア 制度の周知及び活用検討依頼 イ 内閣府からの照会への対応 ウ 国の動向把握</p>	<p><結果(取組結果)> ア ○ イ ○ ウ ○</p>	<p><評価> A</p>
<p><参考指標> 庁内や市町村への情報提供・周知</p>	<p><結果(取組後の指標値)> 23回</p>	
<p><要因分析> 特区制度に係る情報提供及び内閣府からの照会内容の周知を遅滞なく庁内及び市町村へ行った。 なお、現在、取り組んでいるものへの対応が中心となっており、新たな取組へのインセンティブが弱い。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p>	<p><次年度への課題> そのような中で、地方創生の観点から地域再生法が一部改正され、新たに地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税、「生涯活躍のまち」制度が創設される見込みであり、本県としての活用方策を検討する必要がある。</p>	<p><課題を踏まえての対応> 新たに創設される制度について、活用の可能性がある施策について、具体的にテーマ等を描き、関係所属に活用を依頼する。</p>
<p><取組の目標> ア 制度の周知及び活用検討依頼 イ 内閣府からの照会への対応 ウ 国の動向把握</p>	<p><結果(取組結果)> ア ○ イ ○ ウ ○</p>	<p><評価> A</p>
<p><参考指標> 庁内や市町村への情報提供・周知</p>	<p><結果(取組後の指標値)> 24回</p>	
<p><要因分析> 情報提供及び内閣府からの照会内容の周知を遅滞なく庁内及び市町村へ行った。</p>	<p><次年度への課題> ・本取組事項設定時と比べて、国主体の国家戦略特区が特区制度の中心となり、自治体主体の提案の幅が狭まっている。 ・また、特区の提案は、内閣府を通じて、関係省庁の賛意を得ることが必要であり、実現に至らないことが多いのが現状である。</p>	<p><課題を踏まえての対応> 引き続き特区制度について、国の動向、他県の取組等に関する情報収集を行い、庁内及び市町村に対し、提案が可能な制度の周知及び利用促進に努める。</p>

③更なる分権改革に向けた国への提案[取組所属:◎総務部総務課][関係所属:総合政策室、条例所管所属]

【現状・課題(平成25年度時点)】

国の政策や法令等が原因で支障事例が生じている場合には、引き続き国への政策提案を実施していく必要がある。

【改革内容】

国の制度による支障等について具体的に把握しながら、独自又は全国知事会を通じ、改善提案を実施していく。

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)			
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	国への政策要望	■			
	全国知事会を通じた要望	■	■		
	地方分権改革に関する提案募集制度を通じた要望	■	■		
	「従うべき基準」であることによる、具体的な課題及び支障事例の把握			■	(実施なし)
H27	国への政策要望	■			
	全国知事会を通じた要望	■	■		
	地方分権改革に関する提案募集制度を通じた要望	■	■	■	
	「従うべき基準」であることによる、具体的な課題及び支障事例の把握	■		■	■

取組状況		
<p><取組の目標> 地方分権についての国への提案</p>	<p><結果(取組結果)> ○</p>	<p><評価></p>
<p><参考指標> ・国への政策要望項目数[25年度 1件] ・提案募集制度に基づく提案項目数 ・新たに把握した課題及び支障事例の項目数[25年度 未把握]</p>	<p><結果(取組後の指標値)> ・1件(うち継続1件) ・6件(うち全国知事会共同提案1件) ・未把握</p>	<p>A</p>
<p><要因分析> H26年度から開始された国の「地方分権改革に関する提案募集制度」に基づき6件提案し、うち4件が国において実現に向けて検討開始となった。</p>	<p><次年度への課題> 新たな提案の実施</p>	<p><課題を踏まえての対応> 新たな提案が積極的に行えるように庁内での募集方法を工夫する。</p>
<p><取組の目標> 地方分権についての国への提案</p>	<p><結果(取組結果)> ○</p>	<p><評価></p>
<p><参考指標> ・国への政策要望項目数 ・提案募集制度に基づく提案項目数 ・新たに把握した課題及び支障事例の項目数</p>	<p><結果(取組後の指標値)> ・1件 ・3件 ・8件</p>	<p>A</p>
<p><要因分析> 「地方分権改革に関する提案募集制度」に基づき3件提案し、全ての提案が、国において「何らかの対応をする」と閣議決定された。</p>	<p><次年度への課題> 継続的な取組として、新たな提案の実施</p>	<p><課題を踏まえての対応> 新たな提案を積極的に行えるように、提案としてまとまっていないアイデア段階のものも広く受け付けるなど、庁内での募集方法を工夫する。</p>

H28	全国知事会を通じた要望				
	地方分権改革に関する提案募集制度を通じた要望				
	国の法令・制度による、具体的な課題及び支障事例の把握				
	—				

<取組の目標> 地方分権についての国への提案		<結果(取組結果)> ○	<評価> A
<参考指標> ・提案募集制度に基づく提案項目数 ・新たに把握した課題及び支障事例の項目数		<結果(取組後の指標値)> ・3件 ・8件	
<要因分析> 地方分権に関する提案募集においては、北関東磐越五県知事会の「広域行政のあり方勉強会」の枠組みを活用することで、4県と連携した共同提案を行うことができた。 参考：全国の都道府県・市町村等からの提案総数：303件（※28年度評価における委員会意見等を踏まえ追記）	<次年度への課題> 提案募集制度は、制度が職員に十分に浸透していないことから、各所属からの提案が少ない。	<課題を踏まえての対応> 各所属からの積極的な提案に繋げるため、企画会議等を通じて、庁内への提案募集制度の浸透を図り、提案を行う。	

【全体を通じた成果評価(中間評価)】

平成26年度		平成27年度		平成28年度	
B	<p><評価の理由></p> <p>・H26年度から開始された国の「地方分権改革に関する提案募集制度」を活用して国へ地方分権に向けた政策提案を積極的に行ったが、一方で新たな条例独自基準の検討が進んでいない。</p>	B	<p><評価の理由></p> <p>・「地方分権改革に関する提案募集制度」において、本県から提案した3件全てが、国において「何らかの対応する」と閣議決定され、提案事項の実現に向けて進んでいる。また、条例による独自基準は、その制定状況について調査を行い、次年度に見直し検討を行う準備を整えた。</p>	A	<p><評価の理由></p> <p>・「地方分権改革に関する提案募集制度」において、本県から提案した3件全てが、国において「実現に向けて検討」と閣議決定され、提案事項の実現に向けて進んでいる。また、条例による独自基準は、第6次地方分権一括法やH28提案募集の対応方針に基づく義務付け・枠付けの見直し等の地方分権改革の成果の活用促進を図ることができた。</p>
<p><行政改革評価・推進委員会の意見></p> <p>【具体的な取組①について】</p> <p>・県独自基準の適用関係調査と見直しが未着手なのは遺憾。最も着手しやすい領域と思うが、</p> <p>・なぜ別の業務を優先せざるを得なくなったのかが、要因分析では不明。</p> <p>・要因分析で「他の業務を優先した」は行政改革大綱の改革は業務の優先順位が低く設定されていることが伺える。今年度は優先順位をあげて取り組んでいるのか。</p> <p>【具体的な取組②について】</p> <p>・地域が最もわかっているはずであり、引き続き積極的に実施して欲しい。</p> <p>・地域再生戦略交付金の活用について具体的にプランを立てて推進していただきたい。</p>		<p><行政改革評価・推進委員会の意見></p> <p>・税収増、雇用増となるような特区の推進を期待したい。</p> <p>・具体的な取組②の具体的な工程での「特区制度に関する国の動向の把握」というような受け身の体制ではなく、「こういった特区を群馬でぜひやりたい」と国に対して強く働きかけていくことはできないのか。</p> <p>【具体的な取組①について】</p> <p>・要因分析の記載内容について、何が問題で「C」としたのかが不明であり、明記すべき。</p> <p>【具体的な取組②について】</p> <p>・要因分析の記載内容について、実施結果評価が「A」の場合は促進要因を記載すべき。</p>		<p><行政改革評価・推進委員会の意見></p> <p>【具体的な取組①について】</p> <p>・B評価であるが、CともとれるBであると思う。よって、成果評価もAはないのではないと思う。</p> <p>【具体的な取組②について】</p> <p>・国主体の国家戦略特区が特区制度の中心となり地方自治体主体の提案幅が狭まってしまふのであれば国との調整を希望する。</p> <p>【具体的な取組③について】</p> <p>・国に採用された3件を重く見過ぎではないか。</p>	

【総合評価(最終評価)】

<p>取組事項 (1)地方分権改革等の効果を活用した主体的な政策推進</p>	
<p><推進期間終了後の成果指標></p> <p>① 義務付け・枠付けの見直しにより制定した条例数</p> <p>② 庁内や市町村への特区制度に関する情報提供・周知の回数</p> <p>③ 地方分権について国へ提案した事項の実現数</p>	<p><推進期間終了後の成果指標値></p> <p>①45条例</p> <p>②24回</p> <p>③10事項</p>
A	<p><評価の理由></p> <p>「地方分権改革に関する提案募集制度」において、本県から3年間で12事項を提案し、10事項が国において「実現に向けて検討」と閣議決定され、提案事項の実現に向けて取組を進めることができた。また、条例による独自基準は、累次の地方分権一括法や提案募集の対応方針に基づく義務付け・枠付けの見直し等の地方分権改革の成果の活用促進を図ることができた。</p>
<p><課題></p> <p>地方分権改革の着実な推進を図るため、提案募集制度を活用した新たな提案を実施し、住民サービスの向上や県庁の事務の簡素化や効率化を図る必要がある。</p>	
<p><行政改革評価・推進委員会の意見></p> <p>・「地方分権改革に関する提案募集制度」12件を提案して10件が取り上げられた実績はすばらしい。次期3ヶ年も、10件以上を期待する。</p>	

【改訂履歴】

<p>H27.4～8 H26年度自己評価の実施</p> <p>H27.4～8 ①③ H26年度取組結果を踏まえ、H27年度以降の工程見直し</p> <p>H27.9～10 H26年度第三者評価の実施</p> <p>H28.2～5 H27年度自己評価の実施</p> <p>H28.2～5 ①③ H27年度取組結果を踏まえ、H28年度の工程見直し</p> <p>H28.6 H27年度第三者評価の実施</p> <p>H28.3～6 H28年度自己評価及び総合評価の実施</p> <p>H29.8 H28年度及び総合評価に対する第三者評価の実施</p>

群馬県行政改革大綱実施計画

目標	1 県民目線の県政の実施	改革	改革4 地方分権改革と自治体間連携の推進	取組事項	(2)市町村との連携の推進
----	--------------	----	----------------------	------	---------------

【具体的な取組】

- ①市町村への権限移譲の推進
- ②市町村行財政体制の強化のための支援
- ③効果的な意見交換の実施
- ④まちづくりにおける市町村との連携の推進

①市町村への権限移譲の推進〔取組所属：◎総務部総務課〕〔関係所属：移譲事務所所属〕

【現状・課題(平成25年度時点)】

新ぐんま権限移譲推進プラン改訂版(平成23年5月～平成26年3月)に基づき権限移譲を推進し、平成26年4月1日現在、49法令等656事項を移譲済である。
 きめ細かな行政サービスを提供し、個性豊かな地域社会・地域づくりを実現するためには、住民に一番身近な行政主体である市町村が、行政サービスの主体的な運営を行っていくことが求められる。平成26年3月に策定した新ぐんま権限移譲推進プラン(第2次改訂版)に基づき、引き続き移譲を推進する必要がある。

【改革内容】

ア 市町村が移譲を希望する事務について、移譲への手続を進めるとともに、プランの権限移譲可能事務一覧に掲載された主な事務についての市町村向け説明会の開催や、重点リスト掲載事務を中心に県・市町村合同のワーキングを設置し、移譲を検討する。
 イ それまでの取組を踏まえ、次期プランを策定する。

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)				
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期	
H26	ア	権限移譲の実施(通常手続)	調査	調整	条例改正	調査
		重点移譲リスト掲載事務の市町村向け説明会の実施				(実施なし)
		重点移譲リスト掲載事務のワーキングによる移譲の検討				(実施なし)
		—				

取組状況		
<取組の目標> ア 具体的な移譲の推進	<結果(取組結果)> △	<評価>
<参考指標> ア 移譲法令数[24年4月 4法令等44事項、25年4月 0法令等5事項、26年4月 0法令等3事項]	<結果(取組後の指標)> 27年4月 0法令等1事項	C
<要因分析> 事務所管課による移譲事務に係る説明の実施や、移譲希望調査等を行い、権限移譲の基本である市町村との「対話と協調」を図ってきたため、説明会・ワーキングは実施しなかった。(※26年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	<次年度への課題> 権限移譲に係るメリットを整理して、市町村の理解を得る。	<課題を踏まえての対応> 重点移譲リスト掲載事務のワーキングによる移譲のメリット整理

H27	ア	権限移譲の実施(通常手続)	調査	調整	条例改正	調査
		重点移譲リスト掲載事務の市町村向け説明会の実施				(実施なし)
		重点移譲リスト掲載事務のワーキングによる移譲の検討				(実施なし)
		—				
H28	ア	権限移譲の実施(通常手続)	調査	調整	条例改正	調査
		イ 次期プラン策定のための検討				
	—					

<取組の目標> ア 具体的な移譲の推進		<結果(取組結果)> ○	<評価> B
<参考指標> ア 移譲法令数		<結果(取組後の指標)> 28年4月 0法令等3事項	
<要因分析> 事務所管課による移譲事務に係る説明の実施や、移譲希望調査等を行い、権限移譲の基本である市町村との「対話と協調」を図ってきたため、説明会・ワーキングは実施しなかったが、重点事項の移譲も含めて、市町村への移譲が進んだ。	<次年度への課題> 引き続き、計画的、効果的に市町村への権限移譲を進めるため、次期プランを策定する。	<課題を踏まえての対応> 市町村との十分な連携を図りながら、次期プランを策定するため、ぐんま県・市町村パートナーシップ委員会を開催する。	
<取組の目標> ア 具体的な移譲の推進 イ 次期プラン策定		<結果(取組結果)> ○ ○	<評価> A
<参考指標> ア 移譲法令数 イ 第2次改訂版の効果[新ぐんま権限移譲推進プラン 市町村77%が役に立ったと回答]		<結果(取組後の指標)> ア 29年4月 2法令等4事項 イ 91%の市町村が役に立ったと回答	
<要因分析> ア 権限移譲を希望する市町村と県担当課の協議が円滑に進むように、権限移譲のとりまとめ課として積極的に支援することができた。 イ 市町村と理解を得ながら次期プランの策定作業を進めるため、ぐんま県・市町村パートナーシップ委員会を開催するなどした。	<次年度への課題> ぐんま権限移譲推進方針に基づき、引き続き、計画的、効果的に市町村への権限移譲を進める。	<課題を踏まえての対応> 重点移譲リストに掲載された事務等の移譲を進めるため、ぐんま県・市町村パートナーシップ委員会地方分権担当課長会議を開催するなどし、市町村と検討・協議を進める。	

②市町村行財政体制の強化のための支援〔取組所属：◎人事課、市町村課、自治研修センター〕

【現状・課題(平成25年度時点)】

地方分権改革が進み、住民に身近な基礎自治体である市町村の果たすべき役割はますます大きくなる中、市町村が、地方分権改革の担い手として、継続して安定した住民サービスを提供するためには、職員の資質向上や行財政体制を強化することが不可欠である。市町村の行財政体制強化の取組は、自主・自立的に進めることが基本だが、地域の実情(規模や地理的・社会的条件など)がそれぞれ異なる中で、市町村の取組が円滑かつ効果的に行われるよう広域的自治体である県が支援することが求められている。

【改革内容】

市町村のニーズを踏まえ、県と市町村との人事交流(ア)、市町村職員を対象とした職員研修の実施(イ)、市町村行財政診断(ウ)を実施する。

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)			
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	県と市町村との人事交流の実施(業務支援、中核市移行支援、実務研修)	■	■	■	■
	ア 次年度の人事交流に係る市町村の要望の把握			■	
	市町村要望を踏まえ、庁内調整、検討			■	■
	イ 研修時のアンケート等のニーズに応じた、市町村職員を対象とした職員研修の実施	■	■	■	■
	ウ 市町村からの要請等により、行財政運営の状況を実地に診断、必要な助言等の実施	■	■	■	■

取組状況		
<p><取組の目標></p> <p>ア 市町村の要望と必要性を踏まえた人事交流の実施 イ 研修の業務への活用性(※) 90%[25年度 85.5%] ウ 市町村の要望に即した行財政診断の実施</p>	<p><結果(取組結果)></p> <p>ア ○ イ △[87.2%] ウ ○</p>	<p><評価></p> <p>B</p>
<p><参考指標></p> <p>ア 人事交流数[25年度 業務支援:11人、中核市移行支援:14人、実務研修:県→市町村4人、市町村→県38人] ウ 行財政診断の実施件数・内容 [25年度 9件・個別診断9団体]</p>	<p><結果(取組後の指標)></p> <p>ア 業務支援:9人、中核市移行支援:10人、実務研修:県→市町村6人、市町村→県34人 ウ 8件・個別診断8団体</p>	
<p><要因分析></p> <p>イ 県内自治体の先進事例を紹介する科目等で特に業務活用性評価が低く、自治体規模の違いなどから参考にしづらかった点を取組の目標値に達しなかった主な要因と考えられる。 一方で、研修時アンケート等を踏まえた市町村職員のニーズに合う科目の設定などにより、前年度に比べ評価が向上した。</p>	<p><次年度への課題></p> <p>イ 評価の低い科目について継続の可否を含め内容を見直す必要があるほか、市町村の人材育成ニーズにあった研修科目や参加しやすい日程などについて、引き続き検討する必要がある。</p>	<p><課題を踏まえての対応></p> <p>イ 研修時アンケートに加え市町村への研修ニーズ調査を行い、これらの集計結果をもとに、H27年度において先進事例紹介の科目に替えて、より業務活用性の高いOJT推進関係の科目の研修を実施することとする。</p>

H27		県と市町村との人事交流の実施 (業務支援、中核市移行支援、 実務研修)				
	ア	次年度の人事交流に係る市町村の 要望の把握				
		市町村要望を踏まえ、庁内調整、 検討				
	イ	市町村職員を対象とした職員研修の 充実				
	ウ	市町村からの要請等により、行財政 運営の状況を実地に診断、必要な 助言等の実施				
	—					

<取組の目標> ア 市町村の要望と必要性を踏まえた人事交流の実施 イ 研修の業務への活用性 90%及び前年度水準以上 ウ 市町村の要望に即した行財政診断の実施		<結果(取組結果)> ア ○ イ △[89.1%] ウ ○	<評価> B
<参考指標> ア 人事交流数 ウ 行財政診断の実施件数・内容		<結果(取組後の指標)> ア 業務支援:10人、 中核市移行支援:10人、 実務研修:県→市町村4人、市町村→ 県31人 ウ 9件・個別診断9 団体	
<要因分析> イ 町村研修の講話科目に関し、 内容が業務に直接関連づけにく かったため、業務活用性評価が 低かったと考えられる。 一方で、研修時アンケート等を 踏まえた市町村職員のニーズに 合う科目の設定などにより、前年 度に比べ評価が向上した。	<次年度への課題> イ 評価の低い科目について継 続の可否を含め内容を引き続き 見直す必要があるほか、市町村 の人材育成ニーズにあった研修 科目や参加しやすい日程など について、引き続き検討する必要 がある。	<課題を踏まえての対応> イ 研修時アンケート及び市町村 への研修ニーズ調査の集計結果 をもとに、H28年度において町村 研修の講話に替えて、より業務 活用性の高い研修を実施するこ ととする。 (例)町村係長研修:コンプライア ンス科目を新設、町村課長研 修:ハラスメント科目を時間増等	

H28	ア	県と市町村との人事交流の実施 (業務支援、中核市移行支援、 実務研修)					
		次年度の人事交流に係る市町村の 要望の把握					
		市町村要望を踏まえ、庁内調整、 検討					
	イ	市町村職員を対象とした職員研修の 充実					
	ウ	市町村からの要請等により、行財政 運営の状況を実地に診断、必要な 助言等の実施					
	—						

※研修直後のアンケートにおいて、総参加者数のうち、活用できる又はやや活用できると評価した人数の割合

<取組の目標> ア 市町村の要望と必要性を踏まえた人事交流の実施 イ 研修の業務への活用性 90%及び前年度水準以上 ウ 市町村の要望に即した行財政診断の実施		<結果(取組結果)> ア ○ イ ○[94.0%] ウ ○	<評価> A
<参考指標> ア 人事交流数 ウ 行財政診断の実施件数・内容		<結果(取組後の指標)> ア 業務支援:10人、 中核市移行支援:8人、 実務研修:県→市町村4人、 市町村→県34人 ウ 9件・個別診断9団体	
<要因分析> ア 業務支援及び中核市移行支援については、必要性を検討した上で、要望を受けた市町村に派遣を実施した。 イ 研修時アンケート及び市町村への研修ニーズ調査の結果を踏まえた研修科目を設定したことや、町村研修の講話に替えて、より業務活用性の高い研修を実施した。 (例)町村係長研修:コンプライアンス科目、町村課長研修:リスクマネジメント科目の新設等	<次年度への課題> ア 業務支援及び中核市移行支援については、引き続き、市町村のニーズを十分に確認しながら、限られた人員の中で派遣を実施する必要がある。 イ 評価の低い研修科目について継続の可否を含め内容を引き続き見直す必要があるほか、市町村の人材育成ニーズにあった研修科目や参加しやすい日程などについて、引き続き検討する必要がある。	<課題を踏まえての対応> イ 研修時アンケート及び市町村への研修ニーズ調査の集計結果をもとに、H29年度において町村職員の政策立案能力向上のため、より実践的な研修を実施する。 (例)町村一般研修:政策立案演習等	

③効果的な意見交換の実施〔取組所属：◎市町村課、各行政県税事務所〕

【現状・課題(平成25年度時点)】

県と市町村とが対等な立場に立ち、市町村との対話を深め、連携を強化することを目的として、春から夏にかけて地域別、また秋に全市町村長が一堂に会しての全体形式で、市町村懇談会を開催している。
 県と市町村のさらなる相互理解を図り、行政サービスの向上に結びつけるためには、懇談会での意見交換が適切かつ活発に行われるよう、より効果的な開催内容等を検討していく必要がある。

【改革内容】

実施状況の分析・見直し(ウ)を生かしつつ、効果的に市町村懇談会(ア・イ)を開催していく。

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)			
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	ア 地域別市町村懇談会の開催	■	■		
	イ 知事・市町村長懇談会の開催			■	
	ウ 当年度取組状況の分析・見直し				■
H27	イ 知事・市町村長懇談会の開催		■	■	
	ウ 当年度取組状況の分析・見直し				■
	—				

取組状況		
<取組の目標> ア 地域別懇談会での意見交換 イ 知事・市町村長懇談会での意見交換 ウ 当年度の分析・見直し	<結果(取組結果)> ア ○ イ ○ ウ ○	<評価> A
<参考指標> ・開催回数[25年度 地域別8回、全体形式1回] ・議事概要の公開状況[25年度 地域別8回、全体形式1回]	<結果(取組後の指標値)> ・地域別8回、全体形式1回 ・地域別8回、全体形式1回	
<要因分析> —	<次年度への課題> なし	<課題を踏まえての対応> なし
<取組の目標> イ 知事・市町村長懇談会での意見交換 ウ 当年度の分析・見直し	<結果(取組結果)> イ ○ ウ ○	<評価> A
<参考指標> 開催回数 議事概要の公開状況	<結果(取組後の指標値)> ・全体形式1回 ・全体形式1回	
<要因分析> 市町村との連携強化に効果的なテーマ選定や資料作成のための事前調整を行い、当日のスムーズな進行に努めた。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ追記)	<次年度への課題> 地域別形式での開催が各市町村を一巡～二巡する中、これまで得られた成果を踏まえ、次年度以降のように市町村との意見交換を進めていくべきか検討が必要。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)	<課題を踏まえての対応> 地域別形式は維持したまま、年間2～3箇所での開催とし、3年間で県内8地域を一巡する。また、引き続き全体形式も開催する。

H28	ア	地域別市町村懇談会の開催				
	イ	知事・市町村長懇談会の開催				
	ウ	当年度取組状況の分析・見直し				

<取組の目標> ア 地域別懇談会での意見交換 イ 知事・市町村長懇談会での意見交換 ウ 当年度の分析・見直し		<結果(取組結果)> ア ○ イ ○ ウ ○	<評価> A
<参考指標> 開催回数 議事概要の公開状況		<結果(取組後の指標)> ・地域別3回、全体形式1回 ・地域別3回、全体形式1回	
<要因分析> 各市町村から出されたテーマについての意見交換等により、各市町村が抱える課題やその対策について、県と市町村が共通認識を持つことができた。	<次年度への課題> 引き続き県と市町村が効果的な意見交換の場を持つことが求められる。	<課題を踏まえての対応> 地域別形式は維持したまま、年間2～3箇所での開催とし、3年間で県内8地域を一巡する。また、引き続き全体形式も開催する。	

④まちづくりにおける市町村との連携の推進〔取組所属：◎都市計画課、土木事務所〕

【現状・課題(平成25年度時点)】

人口減少と超高齢化が同時に進行する局面において、効率的な都市構造への転換を図るため、平成24年9月に「ぐんま“まちづくり”ビジョン」を策定し、今後の本県のまちづくりを進める上での7つの基本方針とその取組を明らかにした。今後は、この基本方針を基に、地域の実情や課題に応じた、創意工夫による多様なまちづくりを推進するため、県と市町村がより連携を強化して、取り組んでいく必要がある。

【改革内容】

市町村によるアクションプログラムの作成に、現状分析やワークショップの開催などにより積極的に関わり、支援していく。

【具体的工程】

計画(上段)・結果(下段)					
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	アクションプログラム策定市町村の公募・決定	■			
	策定市町村の都市の現状分析支援及び分析結果の提供		■		
	県と市町村によるアクションプログラム策定ワークショップ開催			■	
	「ぐんま“まちづくり”ビジョン実現化推進委員会」等による市町村がとりまとめたアクションプログラム素案の協議・調整				■
H27	アクションプログラム策定市町村の公募・決定	■			
	策定市町村の都市の現状分析支援及び分析結果の提供		■		
	県と市町村によるアクションプログラム策定ワークショップ開催			■	
	「ぐんま“まちづくり”ビジョン実現化推進委員会」等による市町村がとりまとめたアクションプログラム素案の協議・調整				■
H28	アクションプログラム策定市町村の公募・決定	■			
	策定市町村の都市の現状分析支援及び分析結果の提供		■		
	県と市町村によるアクションプログラム策定ワークショップ開催			■	
	「ぐんま“まちづくり”ビジョン実現化推進委員会」等による市町村がとりまとめたアクションプログラム素案の協議・調整				■

取組状況		
<p>＜取組の目標＞ アクションプログラム策定市町村の人口が県人口に占める割合40%[25年度末 58%策定中]</p>	<p>＜結果(取組結果)＞ H26年度末 62%策定済</p>	<p>＜評価＞ A</p>
<p>＜参考指標＞ 策定市町村数[25年度末 6市策定中]</p>	<p>＜結果(取組後の指標値)＞ H26年度末 7市策定済</p>	
<p>＜要因分析＞ 県内の主な市が「ぐんま“まちづくり”ビジョン」の考え方に賛同した結果、策定市が増えた。</p>	<p>＜次年度への課題＞ 策定に意欲のある市町村を掘り起こして、アクションプログラム策定の裾野を拓げる取組が必要</p>	<p>＜課題を踏まえての対応＞ 策定意欲のある市町村に対して、策定までのプロセスに積極的に関わり、県関係組織と連携した支援を行う。</p>
<p>＜取組の目標＞ アクションプログラム策定市町村の人口が県人口に占める割合60%</p>	<p>＜結果(取組結果)＞ H27年度末 64%策定済</p>	<p>＜評価＞ A</p>
<p>＜参考指標＞ 策定市町村数</p>	<p>＜結果(取組後の指標値)＞ H27年度末 8市策定済</p>	
<p>＜要因分析＞ 「ぐんま“まちづくり”ビジョン」の考え方に賛同した市に対して、県が現状分析やワークショップ開催の支援を行った結果、策定市がさらに増えた。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ修正)</p>	<p>＜次年度への課題＞ アクションプログラムの着実に推進するため、まちづくりに関して、行政担当者に対する人材育成が必要。</p>	<p>＜課題を踏まえての対応＞ まちづくりリーダー研修やファンリテータ研修などを通じた、人材育成についても積極的な支援を講じる。</p>
<p>＜取組の目標＞ アクションプログラム策定市町村の人口が県人口に占める割合70%</p>	<p>＜結果(取組結果)＞ H28年度末 64%策定済</p>	<p>＜評価＞ C</p>
<p>＜参考指標＞ 策定市町村数</p>	<p>＜結果(取組後の指標値)＞ H28年度末 8市策定済</p>	
<p>＜要因分析＞ 都市の現状分析やアクションプログラム素案作成等に不測の日数を要したため、予定した年度末までの完了に至らなかった。</p>	<p>＜次年度への課題＞ 実施できなかった作業を進め、早期に完了する。また、市町村内部の調整等に期間を要することがあり、1年で完成させることが難しい場合がある。</p>	<p>＜課題を踏まえての対応＞ 策定完了に向けて引き続き支援を行う。また、策定工程を2カ年で完成する工程に見直す。</p>

【全体を通じた成果評価(中間評価)】

平成26年度		平成27年度		平成28年度	
B	<p><評価の理由> 市町村行財政体制強化のための支援やまちづくりの推進、効果的な意見交換は着実に行われているが、権限移譲が進んでいない。</p>	B	<p><評価の理由> 重点移譲リストに掲載の事務を含めた移譲先市町村の拡大や、新規の事務移譲が行われるなど、前年度より権限移譲が進んだ。</p>	B	<p><評価の理由> ・重点移譲リストに掲載の事務を含めた移譲先市町村の拡大や、新規の事務移譲が行われるなど、前年度より権限移譲が進んだ。また、次期プランとして「ぐんま権限移譲推進方針」を策定した。 ・市町村のニーズを把握し、要望を受けた市町村へ必要な職員派遣を実施した。 ・都市の現状分析やアクションプログラム素案作成等に不測の日数を要したため、予定した年度末までの完了に至らなかった。</p>
<p><行政改革評価・推進委員会の意見> 【具体的な取組①について】 ・具体的なアクションが少なく不満である。権限移譲に関しては、事務事項の移譲に伴い、移譲先でMAN-POWER(マンパワー)が必要となるが、この点はしっかり手当されることになっているのだろうか。質と共に量の移譲も必要と考えるが。 ・要因分析にある市町村の需要に関係なく、県民目線で委譲が必要であれば県主導でマンパワーも含めて市町村への委譲を進めるべきでないか。 ・権限移譲は、市町村の体制が整わない場合、県の人的支援とフォローの体制が必要である。 ・市町村への権限譲渡の最大のメリットは、住民がきめ細やかな行政サービスを受けられる点にある。このことを市町村へ説明し、速やかな権限譲渡の実施を望む。 【具体的な取組②について】 ・人事交流と研修は推進してもらいたい。 【具体的な取組④について】 ・要因分析で、考え方に賛同した結果、策定市が増えたのではなく、なぜ賛同していただけないのかを分析しなければならないのではないか。</p>		<p><行政改革評価・推進委員会の意見> 【具体的な取組①・②について】 ・人事交流を通して、業務に精通した(特に専門分野)市町村の職員の育成を期待する。(また、具体的提案で申し訳ないが、県税事務所への申告等が市町村の税務課でできないか、検討いただきたい。) 【具体的な取組②について】 ・改革内容Iの結果が「△」となっているが、結果数値が89.1%で取組の目標としていた90%に近いので、結果は「○」でよいと考えられる。 【具体的な取組③について】 ・要因分析が記載されていない。実施結果評価Aであれば目標達成要因を記載すべき。 ・次年度への課題欄の記載内容について、何が問題なのかが不明。 【具体的な取組④について】 ・策定市町村数が1市増えたが、これは県の努力によるところが大きいのかははっきりしない。</p>		<p><行政改革評価・推進委員会の意見> 【具体的な取組①について】 ・『ぐんま権限移譲推進方針』の策定。『新ぐんま権限移譲推進プラン』について、91%の市町村が役に立ったと回答。素晴らしい成果を上げた。 【具体的な取組②について】 ・A評価に上がっているが、「<結果>は前年とほぼ同じであるにも関わらず、<要因分析>でも講話に替えてより業務活用性の高い研修を実施した」としている点のみと思われる。Bが妥当ではないか。 【具体的な取組④について】 ・群馬のまちづくりの完成を期待。 ・都市の現状分析やアクションプログラム素案作成等に不測の日数を要したのは、どうしてか。</p>	

【総合評価(最終評価)】

【改訂履歴】

H27.4～8 H26年度自己評価の実施
 H27.4～8 ③ H26年度に作成したH27年度事業予定に合わせ、H27年度の工程見直し
 H27.9～10 H26年度第三者評価の実施
 H28.2～5 H27年度自己評価の実施
 H28.2～5 ①③ H27年度取組結果を踏まえ、H28年度の工程見直し
 H28.6 H27年度第三者評価の実施
 H29.3～6 H28年度自己評価及び総合評価の実施
 H29.8 H28年度及び総合評価に対する第三者評価の実施

<p>取組事項 (2)市町村との連携の推進</p>	
<p>< 推進期間終了後の成果指標 > ① 市町村への移譲事務数 ②ア 市町村との人事交流職員数 ②イ 市町村職員対象研修の業務への活用性(研修直後のアンケートにおいて、総参加者数のうち、活用できる又はやや活用できると評価した人数の割合) ②ウ 個別診断も含めた市町村行政診断の実施件数 ③ 県と市町村間で行った意見交換の実施形式及び回数並びに議事概要の公開状況 ④ アクションプログラムを策定し、ぐんま“まちづくり”ビジョン実現のための取組みを行う市町村数</p>	<p>< 推進期間終了後の成果指標値 > ① 2法令8事項 ②ア 業務支援:29人、中核市移行支援:28人、実務研修:県→市町村14人、市町村→県99人 ②イ 94.0% ②ウ 26件・個別診断26団体 ③ 地域別懇談会:11回、全体懇談会:3回。全てについて議事概要を公開済 ④ 8市</p>
<p>< 評価 > B</p>	<p>< 評価の理由 > ・重点移譲リストに掲載の事務を含めた移譲先市町村の拡大や、新規の事務移譲が行われるなど、着実に権限移譲を推進することができた。また、次期プランとして「ぐんま権限移譲推進方針」を策定した。 ・市町村へ必要な職員派遣、効果的な意見交換を着実に実施した。また、市町村のニーズや必要性を踏まえて、行財政運営に係る個別診断を実施した。 ・都市の現状分析やアクションプログラム素案作成等に不測の日数を要したため、28年度は年度末までの完了に至らなかった。</p>
<p>< 課題 > ・ぐんま権限移譲推進方針に基づき、引き続き、計画的、効果的に市町村への権限移譲を進める。特に重点移譲リスト掲載事務については、ぐんま県・市町村パートナーシップ委員会地方分権担当課長会議を活用するなど、移譲に向けた検討を進める必要がある。 ・業務支援及び中核市移行支援については、引き続き、市町村のニーズを十分に確認しながら、限られた人員の中で派遣を実施する必要がある。市町村のニーズに十分配慮しながら、行財政運営や公営企業等の経営状況を踏まえ、引き続き行財政診断を実施する必要がある。 ・社会情勢の変化や住民ニーズの多様化に伴い、様々な行政課題が発生しており、その中には県と市町村が連携して対応するべき課題も多い。こうした状況の中、引き続き県と市町村が効果的な意見交換の場を持つことが求められる。 ・実施できなかった作業を進め、早期に策定を完了して目標数値に到達する。また、市町村内部の調整等に期間を要することがあり、1年で完成させることが難しい場合がある。</p>	
<p>< 行政改革評価・推進委員会の意見 > ・市町村の活性化無くして県政活性化はあり得ない。更なる『まちづくり』に協力していただきたい。</p>	

群馬県行政改革大綱実施計画

目標	1 県民目線の県政の実施	改革	改革4 地方分権改革と自治体間連携の推進	取組事項	(3)近隣都県等との連携の推進
----	--------------	----	----------------------	------	-----------------

【具体的な取組】

①近隣都県等との広域連携の推進

①近隣都県等との広域連携の推進〔取組所属：◎総合政策室、各連携事業所管所属〕

【現状・課題(平成25年度時点)】

北関東磐越五県知事会議(福島・茨城・栃木・群馬・新潟)や、三県知事会議(群馬・埼玉・新潟)を通じた県境を越えた連携の推進により、防災協定の締結、野生鳥獣による農作物等への被害対策、人事交流面での連携などで成果を創出してきた。
 また、関東地方知事会(東京・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・神奈川・山梨・静岡・長野)、全国知事会に参画し、共通する課題について意見交換や国への要望等を行ってきた。
 国内外を見据えた観光振興や東日本大震災からの復興など、広域的な課題や各都道府県で共通する課題の解決のため、今後も連携を継続していく必要がある。

【改革内容】

ア 北関東磐越五県による各連携事業の実施や北関東磐越五県知事会議を開催し、連携を推進する。
 イ 北関東磐越五県知事会議により共通課題の解決に向け、国への提案・要望を実施する。
 ウ 三県による各連携事業の実施や三県知事会議を開催し、連携を推進する。
 エ 関東地方知事会を通じ、共通課題の解決に向けた国への提案・要望を実施する。
 オ 全国知事会を通じ、共通課題の解決に向けた国への提案・要望を実施する。

【具体的工程】

		計画(上段)・結果(下段)			
年度	作業	1四半期	2四半期	3四半期	4四半期
H26	ア 国内外を見据えた観光振興、鳥獣被害対策、人事交流など北関東磐越五県による各連携事業の実施				
	イ 東日本大震災からの早期復興など、共通課題の解決に向け、国への要望を実施(北関東磐越五県知事会議)				
	ウ 国内外を見据えた観光振興、貿易振興、防災など三県による各連携事業の実施				
	エ 関東地方知事会議への参画				
	オ 全国知事会議への参画				

取組状況		
<p><取組の目標></p> <p>ア 各連携事業の実施(北関東磐越五県知事会議)</p> <p>イ 国への提案・要望の実施(北関東磐越五県知事会議)</p> <p>ウ 各連携事業の実施(三県知事会議)</p> <p>エ 国への提案・要望の実施(関東地方知事会)</p> <p>オ 国への提案・要望の実施(全国知事会)</p>	<p><結果(取組結果)></p> <p>ア ○</p> <p>イ ○</p> <p>ウ ○</p> <p>エ ○</p> <p>オ ○</p>	<p><評価></p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">A</p>
<p><参考指標></p> <p>ア 北関東磐越五県による連携事業の数[25年度 8件]</p> <p>イ 北関東磐越五県知事会議による国への提案・要望項目数[25年度 3件]</p> <p>ウ 三県による連携事業の数[25年度 4件]</p> <p>エ 関東地方知事会による国への提案・要望項目数[25年度 25項目]</p> <p>オ 全国知事会議への参画状況[25年度 5回]</p>	<p><結果(取組後の指標値)></p> <p>ア 8件</p> <p>イ 5件</p> <p>ウ 7件</p> <p>エ 23項目</p> <p>オ 4回</p>	
<p><要因分析></p> <p>—</p>	<p><次年度への課題></p> <p>なし</p>	<p><課題を踏まえての対応></p> <p>なし</p>

H27	ア	北関東磐越五県による各連携事業の実施							
		北関東磐越五県知事会議の開催							
	イ	共通課題の解決に向け、国への要望を実施(北関東磐越五県知事会議)							
		三県による各連携事業の実施							
	ウ	三県知事会議の開催							
		関東地方知事会議への参画							
エ	各都県に共通する課題について、国等へ提案・要望を実施(関東地方知事会)								
		全国知事会議への参画							
	オ	地方分権改革の推進など各都道府県に共通する課題について、国等へ提案・要望を実施(全国知事会)							
H28	ア	北関東磐越五県による各連携事業の実施							
		北関東磐越五県知事会議の開催							
	イ	共通課題の解決に向け、国への要望を実施(北関東磐越五県知事会議)							
		三県による各連携事業の実施							
	ウ	三県知事会議の開催							
		関東地方知事会議への参画							
エ	各都県に共通する課題について、国等へ提案・要望を実施(関東地方知事会)								
		全国知事会議への参画							
	オ	地方分権改革の推進など各都道府県に共通する課題について、国等へ提案・要望を実施(全国知事会)							

<p><取組の目標></p> <p>ア 各連携事業の実施(北関東磐越五県知事会議)</p> <p>イ 国への提案・要望の実施(北関東磐越五県知事会議)</p> <p>ウ 各連携事業の実施(三県知事会議)</p> <p>エ 国への提案・要望の実施(関東地方知事会)</p> <p>オ 国への提案・要望の実施(全国知事会)</p>	<p><結果(取組結果)></p> <p>ア ○</p> <p>イ ○</p> <p>ウ ○</p> <p>エ ○</p> <p>オ ○</p>	<p><評価></p> <p>A</p>
<p><参考指標></p> <p>ア 北関東磐越五県による連携事業の数</p> <p>イ 北関東磐越五県知事会議による国への提案・要望項目数</p> <p>ウ 三県による連携事業の数</p> <p>エ 関東地方知事会による国への提案・要望項目数</p> <p>オ 全国知事会議への参画状況</p>	<p><結果(取組後の指標値)></p> <p>ア 7件</p> <p>イ 6件</p> <p>ウ 5件</p> <p>エ 24項目</p> <p>オ 5回</p>	
<p><要因分析></p> <p>提案・要望及び連携事業の実施にあたって、知事会議を構成する他の都県との調整を丁寧に行ったことによるもの。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ追記)</p>	<p><次年度への課題></p> <p>提案・要望及び連携事業をより円滑かつ効果的に実施すること。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ追記)</p>	<p><課題を踏まえての対応></p> <p>知事会担当所属(総合政策室)と庁内関係部局との連携を強化し、より丁寧に他の都県との調整を行う。(※27年度評価における委員会意見等を踏まえ追記)</p>
<p><取組の目標></p> <p>ア 各連携事業の実施(北関東磐越五県知事会議)</p> <p>イ 国への提案・要望の実施(北関東磐越五県知事会議)</p> <p>ウ 各連携事業の実施(三県知事会議)</p> <p>エ 国への提案・要望の実施(関東地方知事会)</p> <p>オ 国への提案・要望の実施(全国知事会)</p>	<p><結果(取組結果)></p> <p>ア ○</p> <p>イ ○</p> <p>ウ ○</p> <p>エ ○</p> <p>オ ○</p>	<p><評価></p> <p>A</p>
<p><参考指標></p> <p>ア 北関東磐越五県による連携事業の数</p> <p>イ 北関東磐越五県知事会議による国への提案・要望項目数</p> <p>ウ 三県による連携事業の数</p> <p>エ 関東地方知事会による国への提案・要望項目数</p> <p>オ 全国知事会議への参画状況</p>	<p><結果(取組後の指標値)></p> <p>ア 7件</p> <p>イ 7件</p> <p>ウ 5件</p> <p>エ 23項目</p> <p>オ 3回</p>	
<p><要因分析></p> <p>提案・要望及び連携事業の実施にあたって、知事会議を構成する他の都県との調整を丁寧に行ったことによるもの。</p>	<p><次年度への課題></p> <p>提案・要望及び連携事業をより円滑かつ効果的に実施すること。</p>	<p><課題を踏まえての対応></p> <p>知事会担当所属(総合政策室)と庁内関係部局との連携を強化し、より丁寧に他の都県との調整を行う。</p>

【全体を通じた成果評価(中間評価)】

平成26年度		平成27年度		平成28年度	
A	<評価の理由> 各知事会を通じて県境を越えた連携事業を推進し、また共通する課題について意見交換や国への要望等を実施し、広域連携を推進した。	A	<評価の理由> 前年度に引き続き、各知事会を通じて県境を越えた連携事業を推進し、また共通する課題について意見交換や国への要望等を実施し、広域連携を推進した。	A	<評価の理由> 引き続き、各知事会を通じて県境を越えた連携事業を推進し、また共通する課題について意見交換や国への要望等を実施し、広域連携を推進した。
<行政改革評価・推進委員会の意見> ・達成度が試される領域。国等への提案・要望のについての実現度合が試される。成果が上がってAだろうと言うのが本音。 ・広域連携が進んでいるようであるが、今後の成果が期待される。 ・今後も、観光振興や地方分権等で連携を益々図っていただきたい。 ・大災害への対応や野生鳥獣被害対策は広域連携が非常に重要である。		<行政改革評価・推進委員会の意見> ・道州制議論にもあるように、生活地域の広域化に伴って、県を跨ぐ事業連携等が必要になると思われる。積極的に活用して欲しい。		<行政改革評価・推進委員会の意見> ・知事会議の連携、関東地方知事会での国への提案等の取組みは評価できる。 ・洪水、震災など広域対応が必要。より緊密な近隣県との連携をお願いしたい。	

【総合評価(最終評価)】

【改訂履歴】

取組事項 (3)近隣都県等との連携の推進	
<推進期間終了後の成果指標> ①-1 各知事会において、実施した国への提案・要望数 ①-2 各知事会議において、各県で連携して実施した連携事業数	<推進期間終了後の成果指標値> ①-1 関東地方知事会70件、北関東磐越五県知事会議22件(累計) ①-2 北関東磐越五県知事会議7件、三県知事会議5件(H28年度末)
<評価> A	<評価の理由> 推進期間中継続して、各知事会を通じて県境を越えた連携事業を推進し、また共通する課題について意見交換や国への要望等を実施し、広域連携を推進した。
<課題> 今後も引き続き近隣都県等との連携を推進するため、提案・要望及び連携事業をより円滑かつ効果的に実施すること。	
<行政改革評価・推進委員会の意見> ・隣県相互での災害対応に期待する(助けたり助けられたり)。	

H27.4～8 H26年度自己評価の実施 H27.9～10 H26年度第三者評価の実施 H28.2～5 H27年度自己評価の実施 H28.6 H27年度第三者評価の実施 H29.3～6 H28年度自己評価及び総合評価の実施 H29.8 H28年度及び総合評価に対する第三者評価の実施
--

メモ